

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
羽生市	手子林（上手子林・下手子林・中手子林・神戸・町屋・北荻島）	令和3年3月1日	令和5年2月21日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	345.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	247.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	139.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	82.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	31.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	43.5

注：④の面積は、「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区的課題

・70歳以上の割合が約59%を占めており、そのうち、約82%の方が農地の「後継者がいない」、「わからない」と回答している。高齢化が進み、担い手不足が予想されることから、近い将来、耕作放棄地の増加が懸念される。 ・鳥獣被害が他地区と比較すると多く発生している。今後も被害が増加することが予想される。 ・今後中心経営体が引き受ける面積よりも、後継者未定の面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。 ・町屋集落の陸田は1反規模の圃場が多くあり耕作しづらい。 ・後継者不足の理由は、高齢化だけではなく、就農に対し、資金が多く発生するわりに収入に結びつかないことも挙げられる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地利用は、中心経営体が担うほか、他地区を含めた、認農農業者や認農新規就農者の受け入れを推進することにより対応していく。
・未整備農地については、ある程度の面積をまとめ、中心経営体に集約を図るとともに、入作を希望する認農農業者や認農新規就農者の受け入れを促進し、高収益作物への転換を検討する。
・対象地区内農業を将来にわたり支えていくため、離農する前に、後継者、認農農業者、認農新規就農者に地区の話し合いの場等で声掛けを行うとともに、話し合いの場に受け手がいない場合は、入作を希望する中心経営体の受け入れを促進する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	大貫 伸弘	野菜	0.5 ha	野菜	0.5 ha	下手子林
認農	増田 恵三	水稻	6.8 ha	水稻	14 ha	下手子林・神戸・町屋
認農法	(株)鈴木農産	水稻 麦	7.5 ha	水稻 麦	15 ha	神戸・町屋
認就	松尾 豊昌	水稻	2 ha	水稻	20 ha	上手子林・下手子林
認農法	(株)小林農産 羽生	水稻	ha	水稻	10 ha	上手子林・下手子林・中手子林・神戸・町屋・北荻島
認農法	薬糧開発(株)	野菜	ha	野菜	0.8 ha	神戸
認農	図斎 栄	水稻	4 ha	水稻	4 ha	下手子林
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	7 人		20.80 ha		64.30 ha	

注: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

4.3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・ 営農の継続が困難になった担い手には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機関を通じて中心経営体への貸付を進めていく。
- ・ 当該地区の中心経営体を中心として農地を継続していくために、地区内で話し合いを充実させる。また、担い手不足の解消のため、新規就農者等の担い手育成・確保に努める。
- ・ 地区内での集落営農組織の立ち上げを推進する。
- ・ 対象地区内において、水稻、野菜等の有機栽培へ転換を検討する。
- ・ 地理的優位性を活かしスマート農業の取組を検討する。
- ・ 鳥獣被害防止対策の取組を強化する。